

平成 26 年第 7 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 26 年 10 月 20 日第 7 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 伊東 秀一 班長兼副主幹 加藤 潤
主 事 須田 拓也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	農林水産建設部長	佐 藤 正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春	総務部総務課長	齋 藤 隆
財 政 課 長	佐 藤 正 之	農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	商 工 課 長	山 田 克 浩

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成26年10月20日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第7号 専決処分の報告について(専決第9号)
- 第4 報告第8号 専決処分の報告について(専決第10号)
- 第5 議案第97号 平成26年度にかほ市一般会計補正予算(第4号)について
- 第6 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長(菊地衛君) ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成26年第7回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、10番佐々木弘志議員、11番佐々木平嗣議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤知識会運営委

員長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。去る10月14日に平成26年度第7回にかほ市議会臨時会についての議会運営委員会を開催いたしましたので、内容を報告いたします。

本臨時会に上程される案件は、専決処分の報告2件、補正予算第4号の議案1件であります。

今回の臨時会の日程は、一日で十分足りるということで、本日10月20日の一日といたします。

また、議案第97号の平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）については、委員会付託をしないで、本日の本会議にて質疑、討論、採決まで行いたく決しております。

なお、本来質疑に関しては通告制をとっておりますが、本臨時会における質疑の取り扱いについては、にかほ市議会申し合わせ事項14の1に臨時会においては急遽の質疑も受け付けるということになっておりますので、つけ加えて報告しておきます。以上です。

——訂正いたします。「申し送り」と申しましたけども「申し合わせ事項14の1」と訂正いたします。（該当箇所訂正済み）

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日一日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、報告第7号専決処分の報告について（専決第9号）から日程第5、議案第97号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

朗読を省略して、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。議員の皆様方には、臨時会に御参集、誠にありがとうございます。

それでは、今臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第7号専決処分の報告について（専決第9号）でございます。

平成26年9月3日、平沢前田地内の国道7号、前田交差点において、公用車を運転する市職員が停車中の車両に追突し、相手車両に損害を与えたもので、平成26年10月10日付で損害賠償額の決定につ

いて専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第8号専決処分の報告について（専決第10号）でございます。

同じく平成26年9月12日に市役所象潟庁舎前駐車場において、市職員が降車する際、隣に駐車していた車両へドアが接触し、損害を与えたもので、平成26年10月10日付で損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、同じく地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

このように度々と議会の方に報告しなければならないというふうになった事態については、大変申しわけなく思うところでございます。

次に、議案第97号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億2,325万円とするものでございます。

今回の補正は、平成26年産米の概算金下落に対して、秋田県とJA秋田しんせい農業協同組合が実施する農家への資金支援に伴う利子及び保証料の助成について補正を行うものでございます。

補正予算書の4ページ、第2表債務負担行為は、JA秋田しんせい農業協同組合が実施する稲作収入緊急支援資金の融資を受ける農家に対する利子助成補助金についてであります。期間は平成26年度から平成27年度までとし、限度額を100万円とするものでございます。

なお、これに係る利子助成金は、来年度予算に計上してまいります。

次に、歳出では、農業振興費に秋田県が実施する稲作経営安定緊急対策資金の融資を受ける農家へ、保証料補助金として220万円を計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金220万円を増額して行うものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議いただき、可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から補足説明を行います。

報告第7号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、報告第7号専決処分について補足説明いたします。

事故の原因は、平沢前田交差点におきまして、建設課職員が運転する車が信号が青に変わったのを確認し車を発進させたところ、前の車が止まったままであることに気付かず誤って追突したものであります。被害に遭われました村上さんには、大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。

事故後、村上さんが首に違和感があるとのことから病院で診てもらったところ、頸椎捻挫で1週間の治療を要するとの診断書が提出されております。10月10日現在、村上さんは仕事に復帰しているものの、まだ首に違和感があるとのことから治療を継続しております。

今回の事故は、人身と物損事故となりますが、物損賠償につきましては10月10日、43万2,932円を支払うことで示談が成立したものであります。

市の過失割合は、止まっている車に追突したことから、100%となります。

今後、人身事故にかかわる損害賠償につきましては、相手方と示談が成立した時点で再度議会に報告することになりますが、被害者に対しましては、今後も引き続き誠意を持って対応してまいります。

ちょっとした不注意が大きな事故につながり、このような事故が後を絶たず、大変申しわけなく残念に思っております。交通事故防止につきましては、朝のミーティング時にも安全運転を心がけるよう指導しておりますが、さらなる注意喚起をしてまいります。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、報告第8号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、報告第8号専決処分の報告について（専決第10号）につきまして補足説明をいたします。

この度の事故は、市職員が車から降りる際に、右後部ドアを開けたところ、風の影響もあり、ドアが駐車していた隣の車両の左後部側面に接触し、傷をつけたものでございます。

事故当時は、時折強い風が吹いていたこともありますが、職員のちょっとした不注意で起きたものであり、深く反省をしているところでございます。

今後は、車両運転時はもとより、乗降時においても安全確認を励行し、職員間における声掛けをするなど、事故防止に対する注意を喚起してまいりたいと考えてございます。

示談は車の修繕費用、損害賠償額といたしまして4万7,898円で成立をしてございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第97号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、議案第97号について補足説明をいたします。

最初に、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表債務負担行為についてであります。限度額の積算根拠について説明いたします。お配りしております平成26年度産米概算金下落に係る資金需要量試算表をご覧ください。表の左からでありますけれども、米の収入減少影響緩和対策への加入者及び未加入者は、全部で569件になります。加入者とは、資料の中段の③にありますように、交付対象者でありまして、認定農業者、あるいは集落営農組織、農業法人などを指しております。未加入者とは、それ以外の者になります。

次に、対象面積は1,920ヘクタールであります。対象面積とは、主食用米を作付している面積になります。

次に、米の出荷予定数量13万6,800俵とありますが、これは10アール当たり単収を9.5俵としまして、その75%を出荷するものとして計算しております。

J A秋田しんせい稲作収入緊急支援資金2億4,738万円は、米の出荷数量に対しまして収入減少影響緩和対策への加入者には1俵当たり2,000円が、未加入者には1,000円が国から交付される見込みと見込んで計算したもので、この資金は交付金が来るまでのつなぎ資金として支援するものであります。

表の下の方をご覧ください。①と書いてありますJ A秋田しんせい稲作収入緊急支援資金の利子助成額100万円と書いてありますけれども、これは資金支援2億4,738万円の50%を貸し出す予定額として計算したものです。つまり、この額の50%ぐらいいは借りる人がいるだろうという計算になります。貸出期間は平成26年11月1日から平成27年7月30日までの273日間、年利2.15%の半分、1.075%を農

協と市でそれぞれ助成するものであります。市からの補助金の支払時期は、平成27年7月以降となるため、来年度の予算に補助金を計上いたします。

なお、個人の貸出限度額は、経営所得安定対策等交付金の範囲内となっております。

次に、補正予算書の8ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金220万円は、県が創設しました無利子資金を農家が借りる際に、農家が負担する保証料を全額市で助成するものであります。

補助金の積算根拠について説明いたします。

同じく資料の表の一番右側をご覧ください。秋田県稲作経営安定緊急対策資金4億1,040万円は、米の概算金1俵当たり3,000円下落した分の総額になります。

資料の②のところをご覧ください。保証料助成額220万円は、下落分4億1,040万円の50%を貸出予想額として計算したものであります。貸出期間は平成26年11月1日から平成29年11月30日までの3年1ヵ月でありまして、年利1.65%を県と金融機関で半分ずつ負担し、無利子で貸し出すものであります。農家が負担する保証料0.5%分を市で全額補助するものであります。

なお、保証料につきましては、3年1ヵ月分を年度内に一括で支払うということになっております。

また、参考としまして、資料の③から⑤までは、関連する国の経営所得安定対策制度の概略を、そして裏のページには、過去5年間の米の概算を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上が議案第97号の補足説明であります。終わります。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

報告第7号専決処分の報告について（専決第9号）及び報告第8号専決処分の報告について（専決第10号）の2件の質疑を行います。質疑ありませんか。6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 専決第9号の方、人身事故ということで、免許停止等の、あるいはそこら辺の処分が出ると思うんですが、じゃあ行政としてどのような処分を考えているのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 市の職員に対するものにつきましては、処分の内規がございます。処分審査委員会におきまして内規に従って適正に処分を検討していきたいと考えております。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号及び報告第8号に対する質疑を終わります。

次に、議案第97号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第97号に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。議案第97号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第97号についての討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第7回にかほ市議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時21分 閉 会
